

# Weekly Report

第 779 号

令和7年1月14日

## 医療費控除の適用を受ける場合は

医療費控除は、1年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円（総所得金額等が200万円未満の方は、その5%）を超える場合に、超えた部分の金額（最高200万円）を所得控除できる制度です（OTC医薬品の購入費用を対象とした「セルフメディケーション税制」との選択適用）。

適用を受ける場合は医療費の領収書を基に作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出する必要があります。

### ◆医療費控除を受ける場合の留意点等

◎対象となる医療費……\* 医師等に支払う診療・治療の費用、\* 入院費用（身の回り品の購入費用などは対象外）、\* 通院費（電車等の交通機関を利用した場合に限る）、\* 風邪等の治療に必要な市販医薬品の購入費、\* 介護に係る一定の費用など、治療等のために必要な費用が対象となります。なお、病気予防や健康増進のための費用（予防接種や健康診断等の費用、ビタミン剤の購入費用等）は対象外です。

◎健診等で疾病が発見された場合……健診等の費用は対象外ですが、健診等により疾病が発見され治療する場合には、健診等の費用も対象になります。

◎医療費を補填する保険金等がある場合……入院給付金や高額療養費など医療費を補填する金額がある場合は、対象の医療費から差し引いて計算します。

◎未払いの医療費がある場合……対象となる医療費はその年中に実際に支払われた金額に限られるため、未払いの医療費は対象外となります。

◎クレジットカードで医療費を支払った場合……カード会社の引き落とし日ではなく、病院等への支払いを精算した年の医療費控除となります。

## 低未利用土地等の譲渡所得100万円控除制度

全国的に空き地・空き家が増加する中で土地の譲渡を促進するため、個人が都市計画区域内にある譲渡価格500万円以下の低未利用土地等（令和5年以降、市街化区域や用途地域設定区域内等にある場合は800万円以下）を利用意向を示す者へ譲渡した場合、長期譲渡所得から100万円を控除できる制度が設けられています（適用には自治体の確認を受けることが必要）。

国交省によると令和5年中に自治体が確認書を交付した件数は4555件で、全ての都道府県において交付実績がありました。また、1件当たりの譲渡価額は平均278万円であり、31年以上所有している土地等が64%となっています。

## 労働者死傷病報告等の電子申請が義務化

労働者が労働災害等により死亡又は休業した場合、事業主は所轄の労働基準監督署へ「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

本年1月から災害発生状況をよりの確に把握することなどを目的として報告事項が改正されるとともに、電子申請が義務化されます（電子申請が困難な場合は当面の間、書面による報告も可能）。

また、「定期健康診断結果報告」や「総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告」なども電子申請が義務化されます。